

岐阜市地域包括支援センター三里本荘 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団幸紀会が開設する「岐阜市地域包括支援センター三里本荘（以下「センター」という。）」が行なう「指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの事業（以下「事業」という。）」の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの「保健師、介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「担当職員」という。）」が、「要支援状態にある高齢者等及び事業対象者（以下「利用者」という。）」に対し、適正な指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 センターの担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者もしくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのない公正中立に行う。
 - 4 事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うこととを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 5 介護予防サービス計画の作成にあたって、利用者から担当職員に対して複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや、介護予防サービス原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分説明を行う。なお、この内容を利用者またはその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用者から署名をいただく。
 - 6 医療連携を図る必要が生じた場合は、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、利用者またはそのご家族に対し事前に協力を求める。
 - 7 利用者が医療系サービスを希望している場合、担当職員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、主治の医師等とのより円滑な連

携に資するよう、当該意見を踏まえて作成した介護予防サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付する。

8 事業の運営にあたっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、介護サービス事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努める。

(センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称および所在地は、次のとおりとする。

① 名称

岐阜市地域包括支援センター三里本荘

② 所在地

岐阜市本荘 2938 番地 1 江崎ビル 1 階

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名（常勤）

管理者はセンターの担当職員その他の従業者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握、その他の指揮命令を一元的に行う。

② 担当職員

介護支援専門員等 1名以上

担当職員は、指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、下記を除き午前 9 時から午後 5 時とする。

1 日曜日

2 国民の休日（日曜日と重複する場合はその翌日とする。）

3 年末年始（12月 29 日から 1月 3 日まで）

4 その他の特別な事由が生じた休業日

(指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等)

第6条 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

① 提供方法は介護予防のための効果的な支援の方法（「岐阜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効

果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」平成 26 年岐阜市条例第 71 号)に従って実施。

② 利用者の相談を受ける場所は、第 3 条に規定するセンター内又は利用者宅とする。

③ サービス担当者会議について

1) 開催場所は第 3 条に規定するセンター内、サービス事業所内又は利用者宅とする。

2) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照合等により意見を求めるものとする。但し、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照合により意見を求めるものとする。

④ 担当職員による居宅訪問頻度等

1) 提供開始月

2) 提供開始月の翌日から起算して 3 か月に 1 回

3) サービスの評価期間が終了する月

4) 利用者の状況に著しい変化があった時

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限りサービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

⑤ モニタリングの結果記録は少なくとも 1 か月に 1 回とする。

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 通常の事業の実施地域は、岐阜市（本荘、三里）とする。

(事故発生時の対応)

第 8 条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第 9 条 提供した介護予防支援サービス等に関する高齢者、またはその家族からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するために受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者またはその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(秘密の保持)

第 10 条 センターの職員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

2 センターの職員は、会議等において、利用者又はその家族等の個人情報の提供を行なう場合にあっては、あらかじめ当該利用者又はその家族等の同意を文書により得ておくものとする。

(記録の整備)

第 11 条 サービス提供に係る記録などの保存期間は 5 年とする。

(その他運営についての留意事項)

第 12 条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研究、研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

1. 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
2. センターは指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
3. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は岐阜市、医療法人社団幸紀会及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。